第十二条の三第二項の表第七百九十六条第二項第二号の項を削り、同表第七百九十六条第三項第一号ハの項中「第七百九十六条第三項第一号ハ」を「第七百九十六条第二項第一号ハ」に改め、同項の次に次のように加える。

第七百九十六条の二第二号	第七百四十九条第一項第二号若しくは第三号、第七百五十八条第四号又は第七百六十八条第一項第二号若しくは第三号	保険業法第九十六条の七第二号又は第三号

第十二条の四中「第九十六条の九第四項」を「第九十六条の九第五項」に改める。

第十二条の五第一項の表第八十九条第二号の項中「第三項本文」を「第二項本文」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「第七百九十六条第四項」を「第七百九十六条第三項」に改め、同条第二項の表第九百二十五条第一号の項、第九百二十五条第三号の項及び第九百二十五条第五号の項並びに同条第三項の表第九十条第六号の項及び第九十条第七号の項中「第九十六条の九第四項」を「第九十六条の九第五項」に改める。

第十七条の二中「第百六十五条第五項」を「第百六十五条第六項」に改める。

第十七条の三中「及び第七項」を「及び第八項」に改め、同条の表第七百八十五条第七項の項中「第七百八十五条第七項」を「第七百八十五条第八項」に改める。

第十七条の四中「及び第七項」を「及び第九項」に改め、「及び第五項」を削り、同条の表第七百八十七条第七項の項中「第七百八十七条第七項」を「第七百八十七条第九項」に改め、同表第七百八十八条第五項の項を削る。

第十七条の五の表第七十条第七項及び第八項の項を次のように改める。

第七十条第七項	前各項	前三項及び第百六十五条の七第一項から第三項まで
	組織変更	吸収合併又は新設合併
第七十条第八項	前各項	第四項から前項まで及び第百六十五条の七第一項から第三項まで

第十七条の五の表に次のように加える。

第八十八条第七項	前各項	前三項及び第百六十五条の十七第一項から第三項まで
	組織変更	吸収合併又は新設合併

第十七条の七第二項中「及び第七項」を「及び第八項」に改め、同項の表第七百九十七条第七項の項中「第七百九十七条第七項」を「第七百九十七条第八項」に改める。

第十七条の十の表第八十八条第七項の項を次のように改める。

第十七条の十六の表第八十条第二号の項中「第三項本文」を「第二項本文」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第二十九条の二第三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十一条から第二十三条の二まで」に改め、同項の表を次のように改める。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条	譲渡会社	譲渡外国相互会社
第二十二条第一項	事業を譲り受けた会社	外国相互会社の事業を譲り受けた会社若しくは外国相互会社若しくは商人（会社を除く。以下この項及び次項において同じ。）又は会社若しくは外国相互会社の事業若しくは商人の営業を譲り受けた外国相互会社
	譲受会社	譲受者
	譲渡会社の商号	譲渡外国相互会社の名称又は事業を譲渡した会社若しくは営業を譲渡した商人の商号
	譲渡会社の事業	譲渡外国相互会社若しくは事業を譲渡した会社又は営業を譲渡した商人（以下この章において「譲渡者」という。）の事業又は営業
第二十二条第二項	事業	事業又は営業
	譲受会社がその本店の所在地において譲渡会社	会社若しくは外国相互会社若しくは外国相互会社の譲受者がそのお本店ける主たる店舗（保険業法第百八十七条第一項第四号に規定する日本にお以下この項にいて同じ。）をいう。）の所在地において譲渡外国相互会社の債務を弁済する場合、責任を負わない旨を登記した外国相互会社若しくは外国相互会社の日本における主たる店舗の所在地において事業を譲渡した会社若しくは外国相互会社若しくは営業を譲渡した商人
	譲受会社及び譲渡会社	譲受者及び譲渡者
第二十二条第三項	譲受会社	譲受者
	譲渡会社	譲渡者
	事業	事業又は営業
第二十二条第四項	譲渡会社	譲渡者
	事業	事業又は営業
	譲受会社	譲受者